

特定都道府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）及び緊急事態措置区域から除外された区域（岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）等における出勤者数7割削減を目指すテレワーク等の推進をお願いするものです。

事 務 連 絡

令和3年2月28日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

テレワーク等の推進について

平素より大変お世話になっております。

テレワーク等については、これまでも各府省庁に対し、出勤者数の7割削減を目指すテレワーク等の推進を依頼し、所管団体及び独立行政法人等にテレワーク等の実施を呼びかけていただいたところです。

2月26日、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県について、本日をもって緊急事態措置の対象区域から除外されるとともに、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が変更されました。

基本的対処方針においては、特定都道府県では、テレワーク等について、出勤者数の7割削減を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、「更に徹底」することが求められるとともに、緊急事態措置区域から除外された都道府県においても、「職場への出勤等については、当面、「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進」することとされています。

加えて、今回の基本的対処方針の変更では、「緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言」（令和3年2月25日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言。以下「分科会提言」という。）を参考として取り組むこととされています（三（3）6）①）。そして、この分科会提言において、「国は、国民に対して、「緊急事態宣言解除後地域における当面の間の生活の在り方」を周知して頂きたい」とされており、そこには「仕事は組織トップが決意を示し、リモートワークで」との記述が記載されているところ です。

また、これまでの間の状況をみると、人と人との接触機会の削減は必ずしも十分ではなく、例えば、2月中旬の駅の人流データによれば、昨年の感染拡大以前と比較し、昨年春の約7割減少に対し、依然、首都圏で約4割の減少、関西圏で3割の減少にとどまっており一層の取組が求められています。

各府省庁におかれましては、これらの趣旨を十分ご留意の上、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等に対する改めての周知・呼びかけをお願いします。また、特定都道府県に所在する団体や企業については、テレワーク等の実施状況を把握し、状況に応じて更なる取組の徹底を依頼する等の積極的な取組をお願いします。

また、上記以外の県についても、こうした趣旨を踏まえ、テレワーク、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を引き続き働きかけていただきますよう、よろしくお願いいたします。

【本件問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

担当者：八重樫、重友、神前、倉田、北村、岩熊、山口、石岡

TEL：03-6257-1309

MAIL：reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp

kazuaki.shigetomo.c9f@cas.go.jp

yuji.kozaki.f7j@cas.go.jp

hirofumi.kurata.v5j@cas.go.jp

shingo.kitamura.h6a@cas.go.jp

daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp

hirokazu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp

takeaki.ishioka.k6n@cas.go.jp

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
(令和2年3月28日(令和3年2月26日変更)(該当箇所抜粋))

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(3) まん延防止

4) 職場への出勤等

① 政府及び特定都道府県は、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

- ・ 職場への出勤は、外出自粛等の要請の対象から除かれるものであるが、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底すること。
- ・ 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること。
- ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進すること。
- ・ 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）や「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促すこと。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知すること。さらに、職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。
- ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。

② 政府及び地方公共団体は、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を自ら進めるとともに、事業者に対して必要な支援等を行う。

（中略）

6) 緊急事態措置区域から除外された都道府県における取組等

① 緊急事態措置区域から除外された都道府県においては、前述したように「対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続ける」ことを基本とし、後述8)に掲げる基本的な感染防止策等に

加え、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、対策を段階的に緩和する。また、再度、感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行いつつ、迅速かつ適切に取組の強化を図るものとする。その際、「緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言」（令和３年２月２５日新型コロナウイルス感染症対策分科会）を参考にして取り組むものとする。

（中略）

- ・ 職場への出勤等については、当面、「出勤者数の７割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること。その後、地域の感染状況等を踏まえながら、段階的に緩和すること。

（中略）

８）緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等

（中略）

（職場への出勤等）

- ・ 事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけること。

緊急事態宣言解除後の感染拡大防止策

1. 緊急事態宣言下における取組の段階的緩和

- ▶ 対策の緩和については、段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続けることが基本。
- ① 営業時間短縮要請
(知事が行う時短要請について、国として支援)
- ② イベント開催制限
(一定の経過措置を経て、その他地域レベルに復帰)
- ③ テレワークの徹底
(出勤者数7割削減を目指すテレワークの推進)

2. 感染再拡大防止策

- ① 営業時間短縮要請に関して、引き続き、見回りや働きかけ活動を徹底
- ② 飲食店における業種別ガイドラインの遵守徹底
- ③ 検査の戦略的拡充。感染拡大の予兆を早期に探知するための幅広いモニタリング検査・高齢者施設での集中的検査等
- ④ クラスター対策の強化。濃厚接触者に積極的疫学調査の再度強化
- ⑤ 感染拡大の兆しをつかんだ場合には、改正特措法によるまん延防止等重点措置の活用
- ⑥ ワクチン接種の着実かつ円滑な実施
- ⑦ 変異株への包括的な対応強化

緊急事態宣言解除後の地域における
リバウンド防止策についての提言
令和3年2月25日（木）

新型コロナウイルス感染症対策分科会

はじめに

- 緊急事態宣言解除後の最重要課題は、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大（リバウンド）を生じさせないことである。
- 緊急事態宣言が解除されると、社会の雰囲気として感染防止策が疎かになる懸念もある。
- この一年間で学んだ感染拡大の重要な契機として、
 - ①恒例行事（3月末の卒業旅行や歓送迎会・12月の忘年会）（第23回分科会提言参照）
 - ②感染源としての「見えにくいクラスター」（第16回分科会提言参照）
 - ③若年層や中年層を起点としての高齢者施設等への伝播等が挙げられる。
- 実際、昨年末には比較的若い年齢層を中心に忘年会等を通して急速な感染拡大に至ったと判断される。
- 緊急事態宣言の解除後、必要な対策を維持するとともに、リバウンドを防止するため、緊急事態宣言解除後の地域における対策として、以下の3点を提言させて頂きたい。
 - [Ⅰ] リバウンド防止のための日常生活の在り方
 - [Ⅱ] リバウンドの予兆の探知
 - [Ⅲ] 予兆への迅速な対応
- 緊急事態宣言が解除される都府県は、リバウンド防止のための本提言を参考にしながら、国と連携して、地域の実情に合わせた対策を迅速かつ機動的に実施して頂きたい。
- なお、緊急事態宣言の対象とならなかった地域も含めて、国は、経済・雇用・社会の活動に対して、支援を講じる必要がある。

[I]リバウンド防止のための日常生活の在り方

1. 国は、国民に対して、緊急事態宣言解除後、当面※、実施すべきものとして

①「緊急事態宣言解除後地域における当面の間の会食の在り方」(別紙1)

②「緊急事態宣言解除後地域における当面の間の生活の在り方」(別紙2)

を周知して頂きたい。なお、緊急事態宣言の対象であった地域とそれ以外の地域との間の往來の際にも、これらの事項に留意する必要があることを周知して頂きたい。

2. 国は、国民に対して、飲食店を利用する際には、飲食店から求められる感染防止策に協力するよう周知して頂きたい。

3. 国は、飲食店に係る業界団体に対して、緊急事態宣言解除後、当面※、実施すべきものとして、「緊急事態宣言解除後地域における当面の間の飲食業の在り方」(別紙3)を周知して頂きたい。また、国及び自治体は、飲食店の感染防止策を支援して頂きたい。

4. 国は、飲食店に係る業界団体に対して、業種別ガイドラインの遵守状況を評価し認定する業界団体独自の制度を、専門家とも連携の上で、構築するよう働きかけて頂きたい。

5. 国は、自治体に対して、ステッカーなどを用いた独自の認証制度の実施又は強化を促して頂きたい。

※今後、感染の状況等を踏まえ、適宜、見直していくものとする。

[Ⅱ] リバウンドの予兆の探知

1. 都府県は、様々な指標を用い、リバウンドの予兆を早期に探知して頂きたい。
2. 感染の状況が下げ止まりした都府県は、隠れた感染源を早期に同定するため、「深掘積極的疫学調査」※を実施して頂きたい。
3. 国及び都府県は、地域によって感染リスクが高いと思われる集団・場所を中心に、いわゆる「モニタリング検査」として無症状者に焦点を当て、幅広くPCR等検査を実施（第2回及び第23回分科会提言参照）して頂きたい。
4. 都府県は、「高齢者施設職員に対する定期的な検査」（第23回分科会提言参照）を着実に実施して頂くとともに、国もその取組を支援して頂きたい。
5. 自治体は、高齢者施設において感染者が一例でも確認された場合には、その施設に対して、感染制御及び業務継続の両面に係る支援が可能な専門の支援チームを迅速に派遣できるように（第23回分科会提言参照）して頂きたい。
6. 国は、民間の自費検査施設等に対して、陽性者が確認された場合には、変異株の有無を調べるために、その検体等を国立感染症研究所等に提出するよう要請して頂きたい。その際、国は、国立感染症研究所等への人的支援を含めモニタリング体制を強化して頂きたい。

※PCR等検査や濃厚接触者等への“前向き積極的疫学調査”に加えて行う潜在的な感染源を同定するための“後ろ向き積極的疫学調査”。

[Ⅲ] 予兆への迅速な対応

1. 上記Ⅱでリバウンドの予兆が確認された場合には、①都府県は、国と連携し、重点的なPCR等検査や営業時間短縮要請等の必要な対策を行い、また、②必要な場合には、国は、当該都府県に対して、まん延防止等重点措置を適用して頂きたい。

おわりに

- 緊急事態宣言が解除されると、人々の意識が変わり、感染防止策が疎かになりやすく、リバウンドが誘発される懸念がある。
- 解除後のリバウンド防止には、国及び自治体のリーダーシップ、それに呼応した人々の協力が、緊急事態宣言中と同様、不可欠である。
- 変異株拡大への対応やワクチン接種に関わる膨大な業務量を考慮すると、保健所や医療機関、地方衛生研究所、自治体等への負荷を可能な限り軽減しておきたい。今、正に社会を挙げてリバウンド防止に取り組むべきと考える。
- 本提言が参考になることを期待している。

『本文書は、これまでの経験を踏まえ、感染リスクが高いと考えられる場（飲み会）を想定して作成されたものである。』

換気が良く、座席間の距離も十分に、
適切な大きさの亚克力板も設置され、
混雑していない店を選択。

食事は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、
会話の時はマスクを着用。

人数が増えるほどリスクが高まる。できるだけ、
同居家族以外では
いつも近くにいる4人まで。

外出はすいた時間と場所を選んで。
特に平日・休日ともに混雑した場所での食事は控えて。

卒業旅行、謝恩会、歓送迎会は控えて。
花見は宴会なしで。

仕事は組織トップが決意を示し、リモートワークで。

I. 【店内換気】二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整する。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありうる。

II. 【人数】 1グループは同居家族以外ではいつも近くにいる4人までとする。

III. 【間隔確保】 ①同一グループ内の人と人との間隔、及び、②他のグループとのテーブル間の距離、を一定以上（目安1～2m）に確保する。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）等を設置するなど工夫する。

IV. 【大声】 店内で会話の声が大きくなりすぎないようにBGMの音量を最小限にするなど工夫する。

V. 【その他】 ①席の近くに消毒液を設置。②店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店お断りをお願い。③体調の悪い人、感染や濃厚接触の可能性のある人がキャンセルできるような方針を業界団体で検討。